

平成 26 年 6 月 10 日

●議院議員

● ● ● 先生

公益財団法人

日本臨床心理士資格認定協会

業務執行理事会



公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会からの要望

平素より、国民の心の健康のためにご尽力下さる議員各位に深く感謝申し上げます。(公財)日本臨床心理士資格認定協会は、これまで 20 年余に亘って、28,000 人以上の臨床心理士を世に送り出し、社会貢献を果たして参りました。

さて、現在、先生方から議員立法で進められている「公認心理師法案」を拝見しますと、このままでは、臨床心理士が従来行って来た専門的なサービス活動に支障をきたすと思われる条項がいくつか認められ、国民ユーザーに不利益をもたらすのではないかと危惧されます。そこで、その危惧がもたれる以下の 3 点につきましては、危惧が現実のものとならないようご配慮頂きたくお願ひ申し上げます。

本来ならば、直接にご面談してお願いすべきところ、緊急の課題として書状で失礼の点、何卒ご寛恕下さいますようお願い致します。下記の点、何卒宜しくご高配下さいますようお願い申し上げます。

1. 法案第 42 条の 2 「主治の医師があるときは、その指示を受けなければならぬ」ことを定める規定

(危惧の理由) 臨床心理士を求めてくるクライエントが、そのことを主治医に内緒にしてほしいと言うことが多々あります。そのような場合、依頼された秘密を保持することが、我々とクライエントとの信頼関係を築く第一歩であり、これが禁止されることはユーザーの不利益となるばかりでなく、我々の業務に著しい困難をもたらす怖れがあります。このように、個々の事例において業務が円滑に行えなくなることが予想されます。

2. 法案第 7 条の 2 「学部を卒業したのちに、省令で定める施設において省令で定める期間以上業務に従事したもの」にも受験資格を与える規定

(危惧の理由) 学部を卒業したのみで、専門業務の実践をまったく経験していない研修生が大勢、医療機関等の施設に入つて来ることは、ユーザーに著しい迷惑をかけることであり心理業務の質の低下をもたらすことでもあります。特に長期にわたってこうした状態が続くことは避けなければなりません。

3. 臨床心理士等の既成の資格の位置づけ

(危惧の理由) ユーザーは国家資格が唯一の資格だと思いやすく、それぞれのニーズにあった資格者を選びにくくなります。国家資格は、臨床心理士等の既成の資格がこれまで通り業務を遂行できるよう、その位置付けを明確にする必要があります。

以上につきまして、条文の修正や国会における決議などにより、危惧が現実のものとならないことをご提示頂きますようお願い申し上げます。